

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年11月30日

奈良県監査委員 内 野 正 博

同 森 田 康 文

同 尾 崎 充 典

同 浦 西 敦 史

令和 2 監査年度 第 2 回分

ア 本庁

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>知 事 公 室</p> <p>消防救急課 (消防学校に 対する書面監 査で注意事項 となる。)</p>	<p>令和 3 年 1 月 2 0 日 (消防学校 の書面監査 の実施日)</p>	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の購入に係る自動車損害賠償責任保険料について、納車日の後に支出していた事例が 1 件 (保険料 25,880 円) 認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後は、保険料の支出について適時適正に処理されたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は、公用車の自動車損害賠償責任保険料の支出について、複数の担当者による書類確認を行いチェック体制を強化し、前払い処理を徹底する。</p>
<p>福 祉 医 療 部</p> <p>障害福祉課 (筒井寮に対 する書面監査 で注意事項と なる。)</p>	<p>令和 3 年 1 月 2 0 日 (筒井寮の 書面監査の 実施日)</p>	<p>予算の令達の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、支出負担行為を行うこととされている時期は契約を締結するときとされているが、令和元年度の筒井寮における工事請負契約について、予算計上課である障害福祉課からの予算の令達が遅延したことにより、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が 1 件 (契約額 880,000 円) 認められた。</p> <p>今後は、支出負担行為事務等に影響を生じさせることのないよう予算事務の適正な執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は、出先機関との連携を緊密に行うとともに、課内でも情報共有を図り、予算関係事務の適正な執行に努める。</p>
<p>医 療 政 策 局</p> <p>地域医療連携 課</p>	<p>令和 3 年 1 月 2 0 日</p>	<p>請書を徴取していない契約について</p> <p>契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略できる場合でも、建設工事の請負契約以外で契約金額が 100 万円未満 50 万円以上の契約においては、契約内容について誓約させる意味を有する請書を契約の相手方から徴することとされているが、令和元年度の契約金額が 100 万円未満 50 万円以上の機器修繕の契約について、請書を徴取</p>	<p>奈良県契約規則及び関係通知等に基づく適切な事務処理を職員に徹底するとともに、管理職員による決裁過程におけるチェック体制を強化する。</p>

		<p>していなかった事例が1件（契約額 593,406円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>（注意事項）</p>	
医師・看護師 確保対策室	令和3年 1月20日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が4件（交付決定額合計 5,711,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の4件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である診療所医師の人件費を負担する事業に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の4件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>（注意事項）</p>	<p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づいた適正な事務処理について、各職員に徹底するとともに、複数職員による書類確認によりチェック体制を強化する。また、年間スケジュールにより補助金交付決定の時期を課内で共有し、補助金交付事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
健康推進課	令和3年 1月20日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決</p>	<p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づいた適正な事務処理について、各職員に徹底するとともに、複数職員による書類確認により</p>

定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が31件（交付決定額合計 27,875,131円）認められた。

また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の31件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。

（注意事項）

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 400,000円）認められた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性の

チェック体制を強化する。また、年間スケジュールにより補助金交付決定の時期を課内で共有し、補助金交付事務等の適正な執行と再発防止に努める。

奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づいた適正な事務処理について、各職員に徹底するとともに、複数職員による書類確認によりチェック体制を強化する。また、年間スケジュールにより委託契約の時期を課内で共有し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。

		ある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)	
疾病対策課	令和3年 1月20日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和元年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が115件（交付決定額合計 409,369,705円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の115件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 135,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しな</p>	<p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づいた適正な事務処理について、各職員に徹底するとともに、複数職員による書類確認によりチェック体制を強化する。また、年間スケジュールにより補助金交付決定の時期を課内で共有し、補助金交付事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づいた適正な事務処理について、各職員に徹底するとともに、複数職員による書類確認によりチェック体制を強化する。また、年間スケジュールにより委託契約の時期を課内で共有し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

		<p>れば当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p>	
薬務課	令和3年 1月20日	<p>証紙収納実績の報告誤りについて</p> <p>消印した収入証紙については、収入証紙収納簿に収入状況を記録し、また、証紙収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告することとされているが、令和元年度の向精神薬取扱者免許等手数料及び麻薬取扱者免許手数料について、証紙収納実績報告書の実績額を誤って報告し、証紙収入特別会計から一般会計への振替額が合計159,700円過大となっていた。上記のうち、麻薬取扱者免許手数料の11,700円は令和元年度の決算額にも影響していた。また、向精神薬取扱者免許等手数料の148,000円は、令和元年11月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき、証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p>	<p>今後は、課で作成した証紙収納事務に関する手順書に基づき、所属によるチェック体制を強化し、複数の担当者による確認を行い、証紙収納事務の適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>6か月ごとの点検については、すでに予算措置もしており、点検事業者と連絡を取り、4月及び10月頃に実施する予定としている。今後も、法律及び通知等に基づき、適切に実施するよう努めていく。</p>

			<p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p> <p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。同規則等において、補助金等の額の確定をした場合は、補助事業者等へ書面により通知することとされているのに、書面により通知していなかった事例が2件(交付決定額合計2,608,000円)認められた。</p> <p>今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>補助金の額の確定をした場合は、補助事業者へ書面により通知し、奈良県補助金等交付規則に基づき、補助事業の適正な事務の執行に努めていく。また、決裁過程でも必要書類について確認できるよう、チェックリストを用いて確認するなど、決裁過程でのチェック体制の整備を図る。</p>
<p>教育委員会</p>	<p>学校教育課 (ろう学校、奈良養護学校に対する書面監査で注意事項となる。)</p>	<p>令和3年 1月20日 (ろう学校、奈良養護学校の書面監査の実施日)</p>	<p>スクールバス運行管理業務委託契約に係る事務の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、支出負担行為を行うこととされている時期は契約を締結するときとされているが、令和元年度のろう学校におけるスクールバス運行管理業務委託契約(契約期間平成31年4月1日～令和2年3月31日)について、予算計上課である学校教育課が消費税の増税に伴う契約書の案の検討に時間を要したため、契約書案の送付が5月14日となり、このため、ろう学校で支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為が行われていた事例が1</p>	<p>今後は、県立高校等から受けた相談・判断事項等については、できるだけ早く結論を出し伝達するとともに、各校の自主性を重んじ必要以上の制約や指導とならないよう留意し、適正な事務執行と再発防止に努める。</p>

			<p>件（契約額 3,465,562円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、支出負担行為事務等に影響を生じさせることのないよう契約事務の適正な執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>予算の令達の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、支出負担行為を行うこととされている時期は契約を締結するときとされているが、令和元年度の奈良養護学校における委託契約について、予算計上課である学校教育課からの予算の令達が遅延したことにより、奈良養護学校で支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額 17,548,920円）認められた。</p> <p>今後は、支出負担行為事務等に影響を生じさせることのないよう予算事務の適正な執行に努められたい。（注意事項）</p>	<p>本事案は前項と同じ理由により遅延したものであり、上記措置に加え、県立学校等への令達については、定例的なものは上期・下期初めにまとめて、都度すべきものや突発的なものは依頼から数日中には行うように努め、県立学校等の適正な事務執行のため、再発防止に努める。</p>
行政委員会	人事委員会事務局	令和3年 1月20日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和元年度の郵便切手の購入契約について、経費の性質が通信運搬費であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が2件（支出額合計 51,000円）認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項）</p>	<p>毎年度、熟練した職員による会計事務の職場研修を実施する。その際、年間数百件ののぼる支払いのチェックがおろそかにならないよう、特に間違いのおこしやすいポイントを他の指摘事案なども参考に教授することで、職員が会計事務の知識をより深めるとともに、複数人によるチェック体制への強化につなげる。</p>

イ 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>知 事 公 室</p> <p>旅券事務所</p>	<p>令和3年 1月20日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 384,264円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、所内における事務処理状況の情報共有等によりチェック体制を強化し、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>
<p>消防学校</p>	<p>令和3年 1月20日</p>	<p>土地建物貸付料の調定漏れ及び調定事務の遅延について</p> <p>県有財産賃貸借契約書に基づき徴収する土地建物貸付料について、令和元年度分の調定が漏れていた事例が1件（調定額 83,284円）認められた。また、調定及び納入の通知を契約書で定められた納期限（平成31年4月25日）が経過した後に、1か月以上3か月未満遅延して行っていた事例が3件（調定額合計 334,433円）認められた。</p> <p>今後は、同契約書等に基づき、適正な会計処理の徹底に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度及び令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、調定及び納入の通知の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

			<p>に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計511,023円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件（契約額155,520円）では、それを行なわないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	
総務部	自治研修所	令和3年 1月20日	<p>自動販売機設置に係る電気料金の調定事務の遅延について</p> <p>行政財産の貸付により、貸付の相手方が設置している自動販売機に係る平成30年度の電気料金について、額が確定し相手方に請求することができるようになった時に速やかに調定すべきであるのに、調定及び納入の通知を4か月遅延して行っていた事例が1件（調定額10,565円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出</p>	<p>奈良県会計規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努める。調定事務の時期を一覧できる管理表により、複数の担当者による業務の把握及び進捗状況の管理を行う。また、年度当初の引き継ぎを確実にを行い、適正な事務に努める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努める。契約案件、契約時期を一覧できる整理表に、定例外の案件についても掲載し、所員に周知徹底を行うとともに、複数の担当者に</p>

		<p>負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件（契約額合計 169,640円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>よって確認を行い、適正な事務に努める。</p>
自動車税事務所	令和3年 1月25日	<p>行政財産目的外使用許可に伴う電気料金等の徴収過不足について</p> <p>行政財産目的外使用許可に伴い発生する光熱水費等は、実費相当額を使用者が負担することとされているが、平成31年4月から令和2年3月までの間の電気料金及び庁舎管理に係る経費について、使用者2者から徴収する金額の算定を誤ったため、徴収過大が12件（計 14,838円）、徴収不足が12件（計 14,838円）認められた。</p> <p>今後は、行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費等の徴収について、関係通知に基づき、事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>郵便切手等交付簿の検査漏れについて</p> <p>郵便切手等の管理に当たり、郵便切手等交付簿には、毎月月末に月計累計の締高をつけ、累計にかい長の検印を受けることとされているのに、平成31年4月から令和2年3月までの各月の累計（受入額合計 359,630円 払出額合計 285,539円）にかい長の検印を受けていなかった。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られない。（注意事項）</p>	<p>今後は、所属内で適正な算定方法を周知するとともに、複数の職員によるチェック体制を整備し、適正な事務処理と内部統制に努める。なお、徴収過大については返還、徴収不足については徴収済み。</p> <p>所属長の確認及び検印については、現在は月末の集計時に確認を徹底している。</p>

地域振興部			
<p>橿原文化会館</p>	<p>令和3年 1月20日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から2か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 1,204,500円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければならないものとしてされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>美術館</p>	<p>令和2年 12月18日</p>	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和元年度の館蔵美術品のカラー・ポジフィルムのデジタルデータ化の契約について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件（契約額 176,550円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出すべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として</p>	<p>奈良県予算規則に基づき、支出科目の確認を十分に行うとともに、不明点等については、会計局に確認を行い、適正な事務処理の徹底に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等</p>

		<p>支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件（契約額等合計 18,830,140円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が3件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計 18,500,400円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを基に、契約事務等の進捗管理を強化するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>檀原考古学研究所</p>	<p>令和3年 1月25日</p>	<p>予定価格の設定を行わずに締結した随意契約について</p> <p>随意契約により契約を締結する場合は、なるべく2人以上から見積書を徴取し、あらかじめ設定した予定価格と比較、検討することによって価格の妥当性を図ることとされているのに、令和元年度に随意契約により契約を締結した工事に係る全ての契約43件（契約額合計 22,160,446円）について、予定価格を定めないまま契約を締結していた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制の充実を図り、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>契約の締結に当たっては、参考見積を徴取するなどの方法により、あらかじめ予定価格を設定することとし、奈良県契約規則等に基づく適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

公用車の定期点検整備の不実施について

公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。

定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が116件(契約額等合計207,640,301円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が74件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が38件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が32件、③3か月以上(最長7か月27日)の事例が10件となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち5

所有する公用車の定期点検日及び車検日の予定を計画表に組み入れ、担当職員以外にも周知を図る。今後は、道路運送車両法に基づき、適正な公用車の管理に努める。

奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。

		<p>4件(契約額合計 97,934,388円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>行政財産使用料等の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県行政財産使用料条例に基づき徴収する令和元年度の行政財産使用料について、調定及び納入の通知を奈良県行政財産使用料条例施行規則で定められた納期限(平成31年4月25日)が経過した後に、11か月以上遅延して行っていた事例が4件(調定額合計 40,206円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県行政財産使用料条例、奈良県行政財産使用料条例施行規則等に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>前回の監査において、内部統制の充実について指摘事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>通年案件について、早期に事務手続を開始するとともに、事務量に応じた準備期間を十分に確保し、奈良県行政財産使用料条例、奈良県行政財産使用料条例施行規則等に基づき、適正な執行に努める。</p> <p>所属長から出納員(総務課長、総務係長)に対し関係法令や規則等の遵守を徹底するよう指示をするとともに、総務課長から係員に対し適正な事務処理を行うよう指示を行った。今後も引き続き、不適切な事務処理がないよう努める。</p>
図書情報館	令和3年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するな</p>

		<p>度の備品購入等の契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 885,600円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>ど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
福祉医療部			
吉野保健所 （内吉野保健所を含む。）	令和3年 1月20日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和元年度末の郵便切手の保有残高は127,831円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。（注意事項）</p>	<p>今後は、使用予定枚数の把握と台帳の残高確認を行い、適正な郵便切手の保有に努める。</p>
筒井寮	令和3年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 880,000円）認められた。</p> <p>また、上記の1件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>
登美学園	令和3年 1月20日	<p>請書を徴取していない契約について</p> <p>契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略できる場合で</p>	<p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約</p>

も、建設工事の請負契約以外で契約金額が100万円未満50万円以上の契約においては、契約内容について誓約させる意味を有する請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和元年度の契約金額が100万円未満50万円以上の備品購入契約について、請書を徴取していなかった事例が18件（契約額合計 15,059,253円）認められた。

今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。
(注意事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が46件（契約額等合計 25,492,608円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が39件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が35件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が6件、③3か月以上の事例が1件となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 356,400円）では、支出負担行為と同様に契約書の

事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程において複数の担当者による書類確認を徹底するなど、実効性のあるチェック体制の整備に取り組む。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組む。

		<p>作成を遅延していた。また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち5件（契約額合計 3,356,640円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	
こども・女性局			
女性センター	令和3年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件（契約額合計 177,624円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>支出負担行為の作成の遅延が発生しないよう、職員に対し、指摘事項の周知徹底を行った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、所内共有スケジュールに輸入することで進捗状況を共有し、管理職によるチェック体制を強化することにより、適切な事務処理に努める。</p>
くらし創造部			
野外活動センター	令和3年 1月20日	<p>施設の管理について</p> <p>令和元年6月2日早朝に発生した火災により、工作室棟（昭和45年9月建築、延床面積89.59㎡）が全焼し、建物（建物被害の見積価格 4,705,969円）や備品等（動産被害の見積価格 2,269,947円）の滅失による損失が発生した。</p> <p>出火原因、火元については不明であるものの、県有財産の損失があったことから、同様の事態が発生しないようにするための対策を講ずるなどして、今後とも施設の適切な管理に努められたい。（意見事項）</p>	<p>今後、同様の事態が発生しないように、防犯カメラの増設、業務終了前の見回りを行うこととした。</p> <p>また、毎月行っている会議等においても、各施設の防犯及び不備等の意見を出し合い、施設の適正な管理に努める。</p>

公用車の定期点検整備の不実施について

公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。

定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)

支出科目の誤りについて

令和元年度のプロパンガス及び切断機の購入契約について、経費の性質が光熱水費及び備品購入代金であることから予算科目を需用費及び備品購入費で支出すべきであったのに、役務費及び需用費で支出していた事例が2件(契約額合計 33,210円)認められた。

今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。(注意事項)

支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が21件(契約額合計 851,208円)認められた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)

所有する公用車の定期点検日及び車検日の予定を計画表に組み入れ、担当職員以外にも周知を図る。今後は、道路運送車両法に基づき、適正な公用車の管理に努める。

奈良県予算規則に基づき、支出科目の確認を十分に行うとともに、不明点等については、会計局に確認を行い、適正な事務処理の徹底に努める。

奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実行性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。

<p>樫原公苑</p>	<p>令和3年 1月20日</p>	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 63,800円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>産業・雇用振興部</p> <p>奈良しごとiセンター(高田しごとiセンターを含む。)</p>	<p>令和3年 1月20日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額等合計 792,912円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 185,328円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければ</p>	<p>今後は、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

		<p>ればならないが、上記のうち2件（契約額合計 408,000円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	
高等技術専門学校	令和3年 1月20日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件（保険料 17,350円）認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度及び令和元年度の備品購入契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 875,400円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、公用車の自賠責保険料については、「前金払い」で処理し、車検受検時及び支出時には決裁過程において複数の職員で確認を行う。</p> <p>今後は、備品購入の執行スケジュール表の作成や、複数の職員での確認を行うことで、執行状況の把握・管理を徹底し、会計規則に基づく適正な事務の執行に努める。</p>
農 林 部			

<p>北部農林振興事務所</p>	<p>令和3年 1月25日</p>	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度において、公用車2台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p>	<p>法定点検の実施を確実にするため、公用車全車両の年間法定点検予定時期一覧表を作成。複数の担当者で共有し、点検計画と実施結果のチェックを毎月行うなど、保守管理体制を強化して再発防止に努めている。</p>
<p>東部農林振興事務所</p>	<p>令和3年 1月20日</p>	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度において、公用車2台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p>	<p>所有する公用車の定期点検日及び車検日を含めた日程を可視化した進捗管理シートを作成。点検担当者と使用者で共有し、計画的に定期点検整備を実施している。今後も道路運送車両法に基づき、適正な定期点検整備を実施する。</p>
<p>南部農林振興事務所</p>	<p>令和2年 12月16日</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件(契約額合計1,063,826円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っ</p>	<p>今後は、全ての職員に対し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等関係法令の周知徹底を図るとともに、所内における情報共有や書類の確認の徹底を図ることにより、決裁過程におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

		<p>ていた事例が6件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	
家畜保健衛生所	令和3年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額合計721,008円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなくてはならないが、上記の5件では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、各職員に対し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等関係法令の周知を図るとともに、職員間での情報共有や書類確認を徹底するなど、決裁過程におけるチェック体制を強化することにより、実効性のある内部統制の整備に取り組みながら、支出負担行為及び契約書作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
なら食と農の魅力創造国際大学校	令和3年 1月18日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支</p>	<p>今後は、所属内の職員に対し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等関係法令の周知を図り、所属内での情報共有や書類確認の徹底、前年同期と今年度の進捗との突合とともに、決裁過程におけるチェッ</p>

			<p>出負担行為を納品後に行っていた事例が3件（契約額合計 339,420円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件（契約額 11,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>ク体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
<p>県士マネジメント部</p>	<p>奈良土木事務所</p>	<p>令和3年 1月18日</p>	<p>河川占用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県流水占用料等に関する条例に基づき徴収する令和元年度の河川占用料について、奈良県河川管理規則では許可の期間が引き続き二会計年度以上にわたるものの納期限は4月30日とされているのに、調定及び納入の通知を本来納期限とすべき日が経過した後に、10か月以上遅延して行っていた事例が22件（調定額合計 234,600円）認められた。</p> <p>今後は、同条例等に基づき、調定事務の適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が116件（契約額合計 457,242,397円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が24件、</p>	<p>調定及び納入通知の遅延を防ぎ計画的な処理を行うため、二会計年度以上にわたるものについてリストを作成し確認を実施するなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努める。</p> <p>今後は、事前に案件をリストアップし、決裁過程において確認を実施するなど、所属におけるチェック体制を強化し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

		<p>業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、② 1 か月以上 3 か月未満の事例が 87 件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が 1 件）、③ 3 か月以上の事例が 5 件（うち最長のものは 8 か月以上）となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 114 件（契約額合計 457,035,617 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち 70 件（契約額合計 282,347,529 円）では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結すべき時等までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷（県側過失割合 100% のもの 4 件、県側損害額合計 1,402,432 円）が認められた。</p> <p>今後は、公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。（指摘事項）</p>	
	<p>郡山土木事務所</p> <p>令和 3 年 1 月 25 日</p>	<p>道路占用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県道路占用料に関する条例に基づき徴収する令和元年度道路占用料について、調定及び納入の通知を納期限が経過した後大幅に遅延して行っていた事例が 2 件（調定額合計 15,328,</p>	<p>職員の公用車使用時の安全運転意識の向上を図るため、事故を起こした職員に再発防止に向けての注意指導を行うとともに、事故事例の所内周知をし注意喚起を行うなどしているところであり、今後は安全運転、車両の適切な使用に努めていく。</p> <p>調定件数が多数あるため、詳細に事前チェックを実施するとともに、占用継続案件について、早期に事務手続を開始し、奈良県道路占用料に関する条例等に基づく適切な事</p>

270円)認められた。遅延の態様の内訳は、①1か月以上3か月未満の遅延の事例が1件、②3か月以上の遅延の事例が1件となっていた。

今後は、同条例等に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計9,529,700円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が②1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件(契約額合計8,881,800円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

また、上記のうち1件(契約額2,487,100円)では、特にやむを得ない事情がないのに、契約すべき時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック

務の執行を行う。

また、決裁過程において、複数職員による確認等、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。

今後は、事業の進捗状況を管理する執行管理台帳の利用により、事業担当及び契約担当の連絡体制を構築するなど、所属におけるチェック体制を強化し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。

		<p>体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	
高田土木事務所	令和2年 12月21日	<p>道路占用料の徴収不足について 奈良県道路占用料に関する条例に基づき徴収する令和元年度の道路占用料の徴収に当たり、調定額の算定を誤ったため、徴収額が不足していた事例が1件(徴収不足額 24,490円)認められた。 今後は、同条例等に基づき、事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>道路占用料及び河川占用料の調定事務の遅延について 奈良県道路占用料に関する条例に基づき徴収する令和元年度道路占用料及び、奈良県流水占用料等に関する条例に基づき徴収する令和元年度河川占用料について、調定及び納入の通知を納期限が経過した後に大幅に遅延して行っていた事例が道路占用料で7件(調定額合計 6,542,420円)、河川占用料で4件(調定額合計 153,030円)認められた。遅延の態様の内訳は、道路占用料で①1か月以上3か月未満の遅延の事例が6件、②3か月以上の遅延の事例が1件、河川占用料で①1か月以上3か月未満の遅延の事例が3件、②3か月以上の遅延の事例が1件となっていた。 今後は、奈良県道路占用料に関する条例及び奈良県流水占用料等に関する条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として</p>	<p>今後は、占用料の算出過程における複数人による確認、決裁過程でのダブルチェック等チェック体制を強化し適正な事務処理の執行に努めるとともに実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p> <p>今後は、調定件数が多数ある道路・河川占用継続案件にかかる占用料については、計画的に処理を行うために係内でのチェック体制を強化し、事務処理期間を勘案したうえで、奈良県道路占用料に関する条例等に基づく適正な事務の執行に務めるとともに実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p> <p>今回の指摘事項を受け、支出負担行為日と実際の契約日の乖離を防ぐため、「進捗管</p>

		<p>支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が17件(契約額等合計 42,141,210円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が4件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が12件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件)、③4か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち16件(契約額合計 42,096,210円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>理シート」を活用し、特に年度当初の支出負担行為について、複数人のチェック体制による管理を行い、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
中和土木事務所	令和3年1月18日	<p>需用費及び役務費の二重払について</p> <p>令和元年度の需用費及び役務費の支出について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件(契約額 49,940円)が認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>今後は、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認と事業執行におけるスケジュール管理を行い、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行と再発防止に努める。</p>

		<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額等合計 21,697,196円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計 4,202,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち2件（契約額等合計 17,272,900円）では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結すべき時等までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、事前に案件をリストアップし、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認と事業執行におけるスケジュール管理を行い、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
宇陀土木事務所	令和2年 12月16日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年</p>	<p>総務部長通知（平成7年4月3日付け出第3号）に示されている「支出負担行為整理区分表」及び会計局から発出されている通知文等を全職員に周知し、支出負担行為の意</p>

		<p>度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件（契約額合計 18,971,008円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が5件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計 16,201,308円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>随意契約によることができる場合の上限額を超えた随意契約の締結について</p> <p>令和元年度の舗装補修材の購入契約1件（予定価格 1,728,000円）において、予定価格が随意契約によることができる場合の上限額160万円を超えているのに、誤って随意契約により契約を締結していた。</p> <p>契約の方法は競争性、透明性、経済性、公正性に最も優れた一般競争入札が原則であることに留意するとともに、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>義と整理する時期を再認識させた。</p> <p>また、決裁過程におけるチェック体制の整備として、会計事務処理カレンダー（工事関係、物品購入）を活用し、支出負担行為及び契約書作成の遅延の防止を図る。</p> <p>これまでは、行政起案により決裁を取り事業を進めていたが、今年度からは事業執行伺いにより決裁を取ることに変更した。</p> <p>また、決裁過程においては、調達方法が地方自治法、同法施行令等の法令に則して適切に行われているかの確認を行っている。</p>
吉野土木事務所	令和2年 12月16日	<p>道路占用料の徴収過不足について</p> <p>奈良県道路占用料に関する条例に基づき徴収する道路占用料</p>	令和元年度より道路占用料計算シートを使用して金額の

の徴収に当たり調定額を誤ったため、少なくとも平成27年度から平成30年度までの間に徴収額が過大となっていた事例が25件（徴収過大額合計 273,960円）、徴収額が不足していた事例が8件（徴収不足額合計 70,920円）認められ、令和元年度においても徴収額が不足していたものが8件（徴収不足額合計 66,580円）認められた。

また、上記のうち平成30年度までの道路占用料（徴収過不足額 344,880円）については、令和元年10月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。

今後は、同条例等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）

需用費及び委託料の二重払について

令和元年度の需用費及び委託料について、契約の相手方に二重に支出していた事例が2件（支出額合計 208,318円）が認められた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。

（指摘事項）

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が23件（契約額合計 76,505,004円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に

誤りがないよう努めている。

また、複数の担当者で徴収のスケジュール管理を実施し、事務所内全体で把握できるように、相手方を一覧にまとめ、管理・監督者がチェックできるように内部体制を整え、取り組んでいる。

担当職員が、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、出納担当者は財務システム等を活用し確認を行い、相互でチェックできる体制の構築に努めている。

遅延の改善を図るため、土木事務所独自の進捗管理シートを作成し、各課で確認できる体制を整えている。

大幅に遅延している案件の多くが随意契約にかかるものであるため、随意契約を対象に、各担当係が同進捗管理シートに、工期・設計書決裁日・契約日・負担行為作成日等を入力することで、事務所の進捗状況を一元管理するとともに、各職員が現在の状況を

		<p>行っていた事例が 8 件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が 3 件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、② 1 か月以上 3 か月未満の事例が 10 件、③ 3 か月以上の事例が 5 件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第 18 条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち 19 件（契約額合計 76,505,004 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>認識できるようにした。</p> <p>また、毎週開催する選定審査会の際に管理職員で進捗状況を確認し、遅延のある案件について認識するとともに、担当職員に注意喚起を行える体制を整えた。</p> <p>今後も、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p>
五條土木事務所	令和 2 年 12 月 21 日	<p>道路占用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県道路占用料に関する条例に基づき徴収する令和元年度の道路占用料について、調定及び納入の通知を同条例で定められた納期限（平成 31 年 4 月 30 日）が経過した後に、6 か月以上遅延して行っていた事例が 2 件（調定額合計 651,000 円）認められた。</p> <p>今後は、同条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出</p>	<p>今後は、事務量に応じて準備期間を十分に確保すると共に、占有者との連絡も密に行い、調定事務における適正な事務処理について意識改革を徹底し、奈良県道路占用料に関する条例に基づいた適切な事務の執行を行う。</p> <p>遅延の大半を占める随意契約の進捗管理シートを各課で作成し、毎週管理職で進捗状況を確認するとともに、起工担当と契約事務担当が連携して遅延防止に取り組めるよう、また進捗状況を各職員が</p>

			<p>負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が52件（契約額等合計 178,012,677円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が19件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が6件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が21件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件）、③3か月以上の事例が12件（うち最長のものは13か月以上、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が3件）となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた事例が上記のうち49件（契約額等合計 177,654,095円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務、収入事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>確認できるよう情報共有を行うこととした。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、会計事務及び契約事務の適正な執行に努める。</p> <p>適正な事務処理を行うよう、担当者にチェックシートの作成を指導するとともに、複数の職員によるチェックを徹底し、内部統制の整備に努める。</p>
流域下水道センター	令和3年 1月20日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を	委託料、工事請負費等契約を	今後は、事業の進捗管理と

			<p>必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額合計 10,647,720円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の4件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>	<p>支出負担行為を行う時期の把握を行うこととし、特に年度当初の支出負担行為については、遅延等を防ぐため、複数の職員のチェック体制による管理を行い、奈良県流域下水道事業会計規則等に基づき、適正な事務の執行と再発に務める。</p>
まちづくり推進局	<p>幹線街路整備事務所</p>	<p>令和3年 1月20日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件（契約額合計 22,820,400円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を</p>	<p>今後は、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

		<p>除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の6件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	
奈良公園事務所	令和3年 1月20日	<p>役務費（電話料金）の過払いについて</p> <p>令和元年度の役務費（電話料金）の支出について、委託契約の受託者が支払うべき経費を誤って支出していた事例が1件（過払額 25,508円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度において、公用車2台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p> <p>現年度歳出に係る戻入処理の誤りについて</p> <p>令和元年度の損害賠償保険料</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、支払内容を複数名の職員が確認するなどチェック体制の強化を図る。</p> <p>道路運送車両法及び平成30年10月に発出された公用車の定期点検整備に係る総務部長通知等に基づき、公用車の定期点検整備の適切な実施に努めるとともに、進捗管理シートを作成し複数名の職員が確認するなどチェック体制の強化を図る。</p> <p>奈良県会計規則等に基づ</p>

について、前金払で支払いを行い、その後、令和元年5月に、既に支払った保険料の一部（87,610円）の返納を受けるに当たり、出納閉鎖期日前であることから、現年度歳出予算に係る戻入処理とすべきであるのに、誤って歳入の雑入として調定し受け入れていた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、歳出に係る戻入処理事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が8件（契約額合計 13,760,442円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が6件となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計 13,144,268円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック

き、歳出に係る戻入処理事務等の適正な執行に努めるとともに、返納に係る事務処理の内容について複数名の職員が確認するなどチェック体制の強化を図る。

奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、進捗管理シートを作成し複数名の職員が確認するなどチェック体制の強化を図る。

		体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	
奈良春日野国際フォーラム	令和3年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額102,510円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)	契約を締結するときは、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為を遅滞なく行うよう所属職員に周知徹底を図るとともに、契約時期、支出負担行為日等を記載するチェックリストを作成して所属内で共有し、進捗状況を相互に管理するなどチェック体制を強化した。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努める。
教育委員会			
奈良朱雀高等学校	令和3年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が6件(契約額合計220,055円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な事務執行に努める。 また、会計事務に携わる全職員がマニュアル等を再確認して、決裁過程におけるチェック機能を強化し、誤りに気付く体制を構築する。
山辺高等学校	令和3年 1月20日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされてい	今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則その他関係法令等を遵守するとともに、所属内での情報共有を徹底し、進捗状況の管理及びチェックを複数者で行うことにより再発防止に努める。

			<p>る日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額合計 416,900円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならない。県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の4件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	
生駒高等学校	令和3年 1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 1,900,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならない。県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに</p>	<p>今後は、事業の進捗管理を行い、支出負担行為を行う時期の把握を行う。また、契約締結についても工事の業務一覧に業務内容、処理状況を明記し係単位で共通認識を持つとともに複数によるチェック体制による管理を行い、奈良県会計規則等を遵守し、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>	

		に、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	
奈良北高等学校	令和3年 1月20日	<p>需用費の誤払について</p> <p>令和元年度の需用費について、契約相手方に二重に支出した事例や相手方を誤って支出した事例が計3件（支出額合計 79,945円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 1,190,600円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 1,152,800円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等を遵守し、支出事務の適正な執行を行うために、決裁過程において、出納員によるダブルチェックを実施することで二重払いの再発を防止する。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な事務執行に努める。</p> <p>具体的には、事業の進捗管理を事務室内で共有し、支出負担行為及び契約締結が適切な時期に行えるようにチェック体制を強化することで適正に事務を執行し、再発を防止する。</p>

		体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	
添上高等学校	令和3年 1月20日	<p>需用費の二重払について 令和元年度の需用費(灯油代)について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件(支出額 33,203円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>支出科目の誤りについて 令和元年度のスチール製椅子の購入契約について、経費の性質が備品購入代金であることから予算科目を備品購入費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が2件(契約額合計 86,820円)認められた。 今後は、奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は、会計事務に携わる職員全員が支出負担行為事務に係る適正な知識を持つとともに、マニュアル等を再確認して、決裁過程におけるチェック機能を強化し、複数人によるチェック体制による管理を行い、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>今後は、会計事務に携わる職員全員が支出負担行為事務に係る適正な知識を持つとともに、マニュアル等を再確認して、決裁過程におけるチェック機能を強化し、複数人によるチェック体制による管理を行い、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
磯城野高等学校	令和3年 1月20日	<p>高等学校授業料の調定事務の誤りについて 令和元年度の高等学校授業料について、すでに調定し納入されている授業料について、誤って再度調定及び納入通知を行ったため、徴収額が過大となっていた事例が1件(1名 19,800円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされてい</p>	<p>過年度調定の還付未済金については、令和2年10月に還付を行った。 今後は、奈良県会計規則等を遵守し、調定金額や内容について、複数人で書類確認を行うなど適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

		<p>る日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件（契約額合計 834,964円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が6件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が2か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>また、上記のうち2件（契約額合計 461,764円）では、特にやむを得ない事情がないのに、業務開始時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	
奈良情報商業高等学校	令和3年 1月20日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和元年度末の郵便切手の保有残高は54,429円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>行政財産使用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県行政財産使用料条例に基づき徴収する平成30年度及び令和元年度の行政財産使用料について、調定を調定すべき日から1か月以上遅延して行い、納入の通知を奈良県行政財産使用料条例施行規則で定められた納期限が経過した後大幅に遅延して行っていた事例が6件（調定額合計 37,766円）認められた。上記のうち最長のものは20か月以上遅延しており、平成31年4月17日の定期監査で指摘を受けていた。</p> <p>今後は、同条例、同規則等に基づき、調定事務の適時適正な</p>	<p>今後は、使用予定数の把握と台帳の残高確認を複数名で行い、適正な郵便切手の保有に努める。</p> <p>今後は、継続案件について早期に事務手続を開始し、奈良県行政財産使用料条例、奈良県行政財産使用料条例施行規則等に基づく適正な事務の執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組む。</p>

		<p>執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件(契約額 842,490円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則に基づく支出負担行為事務の適正な執行について、所属内で処理状況一覧表等を共有し、進捗状況の管理及びチェックを複数者で行うことにより、再発防止に努める。</p>
<p>大宇陀高等学校</p>	<p>令和3年 1月20日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 362,160円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 17,440円)では、支出負担行為と同様に契約書の作</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則その他関係法令等を遵守し、所属内で情報共有し進捗状況の管理及びチェックを複数者で行うことにより再発防止に努める。</p>	

		<p>成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を遵守し、契約書の締結漏れ等の無いよう、所属内で情報共有し、進捗状況の管理及びチェックを複数者で行うことにより再発防止に努める。</p>
	<p>榛生昇陽高等学校</p> <p>令和3年 1月20日</p>	<p>業務委託契約に係る不適切な事務処理について</p> <p>産業廃棄物の運搬処理業務委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令の定めにより契約金額の多寡にかかわらず契約書の作成を行わなければならないとされているのに、令和元年度の当該業務委託について、契約書を作成せず、請書により業務委託を行っていた事例が1件（契約額 246,240円）認められた。</p> <p>今後は、同法及び同法施行令に基づき、契約の締結及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 427,259円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が2件であった。</p> <p>また、上記のうち2件（契約額合計 275,957円）では、特にやむを得ない事情がないのに、業務開始時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適</p>

		<p>正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
御所実業高等学校	令和3年 1月20日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が4件(契約額合計615,690円)認められた。</p> <p>また、上記のうち3件(契約額合計585,450円)では、特にやむを得ない事情がないのに、業務開始時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、整備不良に起因する事故発生防止のため、道路運送車両法、総務部長通知に基づき、必ず、毎年、適切に定期点検整備を実施するよう努める。</p> <p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う。業務内容と処理時期等を記載した一覧表を作成し、事務室で共通認識を持つとともに、複数人のチェック体制により、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
青翔高等学校	令和3年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等を遵守し、事業の進捗管理と</p>

		<p>執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度及び令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件（契約額合計 388,092円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行に努める。</p>
青翔中学校	令和3年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度及び令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が4件（契約額合計 1,547,570円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行に努める。</p>
大淀高等学校	令和3年 1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 297,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しな</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行うとともに、複数職員による確認を行うなど、適正な事務の執行と再発防止に努めることとした。</p>

		<p>ければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	
五條高等学校	令和3年 1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 1,406,652円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 1,283,452円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則に基づく支出負担行為事務の適正な執行について、所属内で情報共有し、進捗状況の管理及びチェックを複数者で行うことにより、再発防止に努める。</p>

<p>十津川高等学校</p>	<p>令和3年 1月20日</p>	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件（契約額合計 98,318円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 87,450円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、奈良県会計規則に基づく支出負担行為事務の適正な執行について、所属内で情報共有し、進捗状況の管理及びチェックを複数者で行うことにより、再発防止に努める。</p>
<p>盲学校</p>	<p>令和3年 1月20日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件（契約額合計 4,237,800円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が6件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計 4,118,160円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と併せて支出負担行為及び契約書の作成時期の把握を行う。また、事務室で会計事務に関するマニュアル等を再確認し共通認識を持つとともに、複数の担当者による確認とスケジュールの管理を行い、適正な事務の執行と再発の防止に努める。</p>

		<p>負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
ろう学校	令和3年 1月20日	<p>支出科目の誤りについて 令和元年度の産業廃棄物の収集運搬及び処分の契約について、経費の性質が委託料であることから、予算科目を委託料で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が1件（契約額 96,800円）認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県予算規則等を遵守し、複数の者で経費の性質を確認し、適正な予算科目で支出するよう努める。</p>
奈良養護学校 (整肢園分校を含む。)	令和3年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 17,638,020円）認められた。 契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記の3件では、それを行わないまま契約書を作成していた。 また、上記のうち2件（契約額合計 17,548,920円）では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みされたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は、所属において情報共有するとともに、チェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、関係法令、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
二階堂養護学校	令和3年 1月20日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備につい</p>	<p>今後は、整備不良に起因す</p>

ては、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。

定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が10件(契約額合計22,506,194円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が7件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が3件となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件(契約額合計22,243,160円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

また、上記のうち2件(契約額合計19,126,904円)では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった

る事故発生防止のため、道路運送車両法、総務部長通知に基づき、必ず、毎年、適切に定期点検整備を実施するよう努める。

今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う。業務内容と処理時期等を記載した一覧表を作成し、事務室で共通認識を持つとともに、複数のチェック体制により、適正な事務の執行と再発防止に努める。

		<p>た。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	
高等養護学校	令和3年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が22件(契約額合計 5,978,330円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が17件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が9件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が3件となっていた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち12件(契約額合計 5,043,580円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。また、上記のうち4件(契約額合計 169,038円)では、特にやむを得ない事情がないのに、業務開始時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等を遵守し、複数人のチェック体制により、スケジュール管理を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>また会計局ホームページの各手引きや注意事項へのリンクを所属で共有し、職員の資質向上を図る。</p>
明日香養護学校	令和3年 1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p>	

		<p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が14件（契約額合計 17,419,066円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が11件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち13件（契約額合計 17,369,266円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち3件（契約額合計 15,498,496円）では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時又は業務開始時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握を行う。特に年度当初の支出負担行為については、遅延等を防ぐため、年度当初要処理業務一覧に業務内容、処理時期等を明記し関係職員で共通認識を持つとともに、複数のチェック体制による管理を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
西和養護学校	令和3年 1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、決裁過程におけるチェック体制を強化、複数の担当者による書類の確認及びスケジュール管理を行い、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発の防止に努め</p>

		<p>日から、1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額等合計5,322,764円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額4,576,412円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件（契約額584,928円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>上記の5件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時又は業務開始時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>ることとする。</p>
大淀養護学校	令和3年 1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額合計15,677,896円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行うとともに、複数人のチェック体制による管理を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

			<p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 15,565,200円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	
警察本部	奈良西警察署	令和3年 1月20日	<p>公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷（合計 5 件、県側損害額合計 1,845,607円、うち県側過失割合100%のもの3件）が認められた。</p> <p>今後は、公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>公用車による事故発生を受け、当事者に対して交通事故防止に係る業務指導を実施した。</p> <p>また、朝礼時において運転席と助手席からの死角を認識させる教養及び後退時の技能訓練を行い、安全運転意識の向上と同乗者による後退時等における確認の周知徹底を図った。</p> <p>今後も、全署員に対し継続して安全運転の教養及び運転技能の向上に努め、安全運転意識の徹底を図る。</p>

ウ 財政的援助団体

所 属 名 (所管課名)	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
地方独立行政法人奈良県立病院機構（病院マネジメント課）	令和3年 1月22日	<p>源泉所得税の源泉徴収事務の誤りについて</p> <p>平成26年度から令和元年度までの源泉所得税の納付に当たり、源泉徴収事務を誤ったことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が145件（源泉徴収すべき額合計 24,662,732円）認められた。また、これに伴い、不納付加算税（2,383,000円）及び延滞税（523,200円）が発生していた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>経営改善の取組について</p> <p>法人では県が示した第2期中期目標を受けて、令和元年度から5年間の第2期中期計画を策定し、様々な手法で経営改善に取り組んでいるところであり、令和元年度の決算では当期純損失が21億4,550万円となり、年度計画の計画額20億9,700万円を達成できなかったものの、計画額との差は4,850万円であった。</p> <p>令和元年度決算では、営業収益は医業収益の増加に伴い増加したものの、営業費用は給与費、材料費、減価償却費等の医業費用の増加に伴い増加したことで、10億3,571万円の営業損失となり、前年度と比べて12億1,268万円増加した。営業損益に営業外</p>	<p>本件に関しては、令和元年8月から10月までにかけて当機構に対して行われた奈良税務署による税務調査において、源泉徴収事務の誤りについて指摘があり、その後奈良税務署の決定に基づき、当機構が納付すべき源泉所得税の追加分並びに不納付加算税及び延滞税を令和元年10月から令和2年1月までにかけて納付し、処理を完了している。</p> <p>再発防止策として、年末調整の事務処理や制度改正に係る文書通知に加え、事務担当者向けの説明会を毎年度実施し、適正な年末調整方法、留意事項等について周知徹底を図ることとした。</p> <p>また、顧問税理士を置き、年末調整に関する各所属からの相談に対応できる体制を構築した。</p> <p>源泉徴収の事務処理、決裁過程においては、徴収漏れや適用誤り等がないことを複数の職員で確認するよう徹底を図っている。</p> <p>令和2年度の経営状況の見込み（1月末現在）について、収益面では、新型コロナウイルスの影響、特に新型コロナウイルス感染患者専用病床確保に伴う一般病床の減少、手術数の減少や受診控えの影響により入院、外来患者数が減少する中で、的確なベッドコントロールの実施による入院患者数の低下の抑制、新たな施設基準の取得や緊急性の高い救急患者の受入等による診療単価の大幅な増加、総合医療センターの化学療法による収益増加などにより、機構全体の医業収益は262億円となり、令和元年度決算の272億</p>

収益及び営業外費用を含めた経常損益では、20億9,936万円の経常損失を計上した。経常損益に臨時損益を合わせた当期純損失21億4,550万円を計上したことにより、令和元年度末の累積欠損金は145億4,384万円となり多額となっている。

また、令和元年度末の短期借入金残額は28億円となっており、過去最高額である平成28年度末残高38億8,000万円と比べ減少しているものの、資金不足の懸念は残っている。

経営状況は厳しさを増す状況であり、引き続き第2期中期計画に沿った経営改善を着実に実行されたい。(意見事項)

円より約10億円の減収、令和2年度予算の288億円より約26億円の減収にとどまる見込みである。

一方、費用面では、新型コロナウイルス感染症対応等に係る診療材料費や給与費の増加等により、医業費用は約346億円となり、令和元年度決算の317億円より約29億円の増加、令和2年度予算の337億円より約9億円の増加となる見込みである。

上記に対し、新型コロナウイルス感染患者用に確保した病床に対する病床確保料など、新型コロナウイルス関連の国、県からの補助金収益約57億円や、県からの運営費交付金約31億円を加えた令和2年度の経常収支は約2億円の赤字が見込まれるが、予算額に比べて約18億円の改善となる見込みである。

現金支出を伴わない減価償却費を除いた単年度の現金収支は、概算で約29億円の黒字となる見込みである。

令和2年度末の短期借入金の残高は40億円となっているが、新型コロナウイルスに係る補助金約30億円が未収金となっているため、実質の短期借入金の繰越は約10億円である。

新型コロナウイルスの影響については見通しが難しい状況であるが、病床確保料など国、県からの支援を受けながら、医薬品や医療機器等の調達方法の工夫や価格交渉の徹底などによるコスト削減を行い、第2期中期計画の最終年度である令和5年度には経常収支がプラスに転じるよう、引き続き経営改善の取り組みを進める。